

■ 今月のポイント

社会保険の法改正等について ⑨



直近の社会保険 法改正等、今回は「育児介護休業法」です。
本年4月1日改正に続き、10月1日に追加改正となります。



育児休業規程の改訂について



10月1日までに、育児介護休業規程の改訂が必要です!!



令和7年10月1日からの施行内容

① 柔軟な働き方を実現するための措置

- ・3歳から小学校就学前の子を養育する労働者には、以下の5つの中から、2つ以上の措置を選択してください！

① 始業時刻等の変更

保育所送迎等を考慮するため、大幅な時刻変更は必要ありません。（いくつかの勤務パターンを用意）

② テレワーク等の導入（月平均、10日以上）

1日単位、時間単位での取得可（必ず毎月規定日以上を消化させる必要なし）

③ 保育施設の設置運営等

ベビーシッターの費用援助等でもOKです。

④ 養育両立支援休暇の導入

年10日以上の休暇付与してください。（無給でもOK）

⑤ 短時間勤務制度

原則1日6時間勤務です。



② 柔軟な働き方を実現するための措置の周知・意向確認

- ・子が3歳になるまでの適切な時期に、上記で選択した制度を個別に周知し、意向を確認します。

③ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

- ・労働者が本人または配偶者が妊娠・出産を申し出たとき and 子が3歳になる1ヵ月前までに、個別周知・意向確認

<聴取内容> ① 勤務時間帯（始業・終業の時刻）

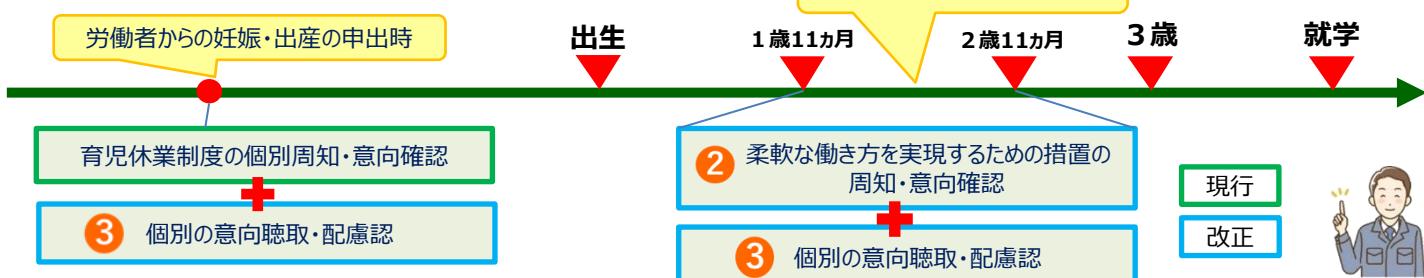
② 勤務地（就業の場所）

③ 両立支援制度等の利用期間

④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等）



【改正後の個別周知等の義務】



* 育児介護休業規程の改訂詳細については、都道府県労働局 雇用環境均等部(室)までお問い合わせください。

◆次回も、直近の法改正等を詳しく解説していきます！